

**令和6年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画）
新旧対照表（案）**

令和6年度 春日井市地域防災計画（原子力災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	修 正 前						修 正 後						備 考
3	第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第4節 災害の想定 （略） なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。						第1編 総則 第1章 計画の目的・方針 第4節 災害の想定 （略） なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。						表記の整理
	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	状況	摘要	原子力発電所又は原子炉施設名	事業者名	所在地	号機	(削除)	摘要	
	浜岡原子力発電所	(略)	(略)	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認可	(略)	浜岡原子力発電所	(略)	(略)	1号機	(削除)	(略)	
				2号機	2009.11.18 廃止措置計画認可	(略)				2号機	(削除)	(略)	
				3号機	定期検査中	(略)				3号機	(削除)	(略)	
				4号機	定期検査中	(略)				4号機	(削除)	(略)	
				5号機	定期検査中	(略)				5号機	(削除)	(略)	
	美浜発電所	(略)	(略)	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可	(略)	美浜発電所	(略)	(略)	1号機	(削除)	(略)	
				2号機	2017.4.19 廃止措置計画認可	(略)				2号機	(削除)	(略)	
				3号機	運転中（82.6万Kw）	(略)				3号機	(削除)	(略)	
	大飯発電所	(略)	(略)	1号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	(略)	大飯発電所	(略)	(略)	1号機	(削除)	(略)	
				2号機	2019.12.11 廃止措置計画認可	(略)				2号機	(削除)	(略)	
				3号機	運転中（118.0万Kw）	(略)				3号機	(削除)	(略)	

頁	修 正 前						修 正 後						備 考																																																																																				
	<table><tr><td rowspan="5">高浜発電所</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">(略)</td><td>4 号機</td><td>定期検査中</td><td>(略)</td></tr><tr><td>1 号機</td><td>運転中 (82.6 万 Kw)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>定期検査中</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 号機</td><td>定期検査中</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>運転中 (87.0 万 Kw)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">敦賀発電所</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td><td>1 号機</td><td>2017. 4. 19 廃止措置計画認可</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>定期検査中</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">高速増殖原型炉もんじゅ</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td><td>-</td><td>2018. 3. 28 廃止措置計画認可</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新型転換炉ふげん</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>-</td><td>2008. 2. 12 廃止措置計画認可</td><td>(略)</td></tr></table> ※令和 5 年 9 月 18 日時点						高浜発電所	(略)	(略)	4 号機	定期検査中	(略)	1 号機	運転中 (82.6 万 Kw)	(略)	2 号機	定期検査中	(略)	3 号機	定期検査中	(略)	4 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	(略)	敦賀発電所	(略)	(略)	1 号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認可	(略)	2 号機	定期検査中	(略)	高速増殖原型炉もんじゅ	(略)	(略)	-	2018. 3. 28 廃止措置計画認可	(略)				新型転換炉ふげん	(略)	(略)	-	2008. 2. 12 廃止措置計画認可	(略)	<table><tr><td rowspan="5">高浜発電所</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="5">(略)</td><td>4 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>1 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>3 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>4 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">敦賀発電所</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td><td>1 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>2 号機</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td rowspan="2">高速増殖原型炉もんじゅ</td><td rowspan="2">(略)</td><td rowspan="2">(略)</td><td>-</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>新型転換炉ふげん</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>-</td><td>(削除)</td><td>(略)</td></tr></table> (削除)						高浜発電所	(略)	(略)	4 号機	(削除)	(略)	1 号機	(削除)	(略)	2 号機	(削除)	(略)	3 号機	(削除)	(略)	4 号機	(削除)	(略)	敦賀発電所	(略)	(略)	1 号機	(削除)	(略)	2 号機	(削除)	(略)	高速増殖原型炉もんじゅ	(略)	(略)	-	(削除)	(略)				新型転換炉ふげん	(略)	(略)	-	(削除)	(略)	
高浜発電所	(略)	(略)	4 号機	定期検査中	(略)																																																																																												
			1 号機	運転中 (82.6 万 Kw)	(略)																																																																																												
			2 号機	定期検査中	(略)																																																																																												
			3 号機	定期検査中	(略)																																																																																												
			4 号機	運転中 (87.0 万 Kw)	(略)																																																																																												
敦賀発電所	(略)	(略)	1 号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認可	(略)																																																																																												
			2 号機	定期検査中	(略)																																																																																												
高速増殖原型炉もんじゅ	(略)	(略)	-	2018. 3. 28 廃止措置計画認可	(略)																																																																																												
新型転換炉ふげん	(略)	(略)	-	2008. 2. 12 廃止措置計画認可	(略)																																																																																												
高浜発電所	(略)	(略)	4 号機	(削除)	(略)																																																																																												
			1 号機	(削除)	(略)																																																																																												
			2 号機	(削除)	(略)																																																																																												
			3 号機	(削除)	(略)																																																																																												
			4 号機	(削除)	(略)																																																																																												
敦賀発電所	(略)	(略)	1 号機	(削除)	(略)																																																																																												
			2 号機	(削除)	(略)																																																																																												
高速増殖原型炉もんじゅ	(略)	(略)	-	(削除)	(略)																																																																																												
新型転換炉ふげん	(略)	(略)	-	(削除)	(略)																																																																																												
17	第 2 編 災害予防計画 第 2 章 原子力災害予防対策 第 5 節 避難所等の確保 1 指定一般避難所 市は、災害時の避難所として、尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、 <u>旧西藤山台小学校施設</u> 、中部大学と南城中学校を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。						第 2 編 災害予防計画 第 2 章 原子力災害予防対策 第 5 節 避難所等の確保 1 指定一般避難所 市は、災害時の避難所として、尾東小学校を除く市内 37 の小学校、高蔵寺まなびと交流センター、 <u>西藤山台運動交流ひろば</u> 、中部大学と南城中学校を指定し、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等への対応を行うものとする。						名称の変更に伴う修正																																																																																				
18	第 7 節 緊急輸送態勢の確保 1 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、緊急通行車両の <u>事前届出</u> の推進に努める。						第 7 節 緊急輸送態勢の確保 1 県警察は、緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、 <u>災害等発生前における緊急通行車両の確認申出</u> の推進に努める。						災害対策基本法 施行令改正に伴う修正																																																																																				

頁	修 正 前	修 正 後	備 考
41	第3編 災害応急対策計画 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策 第12節 飲料水・食品等の摂取制限等 1 飲料水・食品等の摂取制限等 (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。 (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	第3編 災害応急対策計画 第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策 第12節 飲料水・食品等の摂取制限等 1 飲料水・食品等の摂取制限等 (1) 県は、国の指導・助言、指示があったとき、及び、県又は水道事業者等が実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、飲料水・食品等の摂取制限等の必要な措置を市町村又は水道事業者等に指示又は要請する。 (2) 水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。	2024.4.1 から、水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、厚生労働大臣から環境大臣に移管されたことに伴う修正